

毎週二回発行月曜日木曜日 定価(消費税別)一箇年 一六、〇〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

第千四百三十五号

平成十五年

十二月四日

木曜日

目次

告示

収去飼料の試験結果の概要……………

七三九

土地収用事業の認定……………

七四一

道路の区域変更……………

七四一

公告

県政功績者……………

七四二

山梨県生活衛生営業指導センターの所在地の変更……………

七四三

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(三件)……………

七四三

公安委員会

遊技機の型式の検定……………

七四四

告示

山梨県告示第五百六十九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成十五年十月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成十五年十二月四日

山梨県知事 山本 栄彦

製造事業場所等の名称及び所在地	収去の場所	飼料の名称	製造する年・月	試験結果の概要						
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	リン (%)	備考
日本農産工業株式会社 横浜工場 神奈川県横浜市	甲府市寿町 飯島産業(株)	ノースン印肉豚肥育用 配合飼料F	一五・十	一六・五	三・八	二・一	四・〇	〇・七四	〇・四一	
全国酪農業協同組合連合会 鹿島飼料工場 茨城県鹿島郡神栖町	山梨県中巨摩郡昭和町 山梨県酪農業協同組合	乳用牛飼育用 配合飼料 フレンド71	一五・七	一九・四	四・二	六・二	六・三	一・〇七	〇・六三	
ぐんま東海くみあい飼料株式会社 清水工場 静岡県清水市	山梨県中巨摩郡八田村 JA東海くみあい飼料株式会 社 山梨営業所	成鶏飼育用 配合飼料 I P 17	一五・九	一七・七	六・〇	二・〇	十三・六	四・一九	〇・六八	
協同飼料株式会社 鹿島工場 茨城県鹿島郡神栖町	山梨県西八代郡市川大門町 有限会社 村松飼料山梨支店	子豚育成用 配合飼料 パワフル子豚80	一五・九	一八・七	七・一	二・八	四・九	〇・五八	〇・五九	

注 試験結果の概要は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があつた場合には、備考欄に当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

山梨県告示第五百七十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下、「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十五年十二月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 起業者の名称

南部町

二 事業の種類

南部町国民健康保険万沢診療所新築事業

三 起業地

1 収用の部分 南巨摩郡南部町万沢字向神田地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号要件

南部町国民健康保険万沢診療所新築事業（以下、「本事業」という。）のうち、万沢診療所の新築工事（以下、「本工事」という。）は、法第三条第二十四号に掲げる「地方公共団体が設置する診療所」に関するものであること、また、本工事に併せて設置される医師住宅の新築工事は、同条第三十五号に掲げる「前各号のいずれかに掲げるものに関する事業のために欠くことのできない職員の宿舎」に関するものであることから、法第二十条第一号に該当する。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、用地補償費については既に財政措置を講じ、建築工事費等については平成十五年度以降に財政措置を講ずることとしており、本事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。

3 法第二十条第三号要件

(一) 現在、南部町万沢地区には、医療施設が無く、地区住民は、隣接する富河地区にある診療所又は静岡県富士宮市等の病院で受診しなければならない状況にある。このため、本事業は、万沢地区に、内科及び外科の診療科を有した、初期治療を担う診療所を建設するもので、本事業施行により、地域医療への貢献が可能となり、住民サービスの向上につながると認められることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられること。

(二) 本事業の施行により周辺の環境に与える影響は少ないと見込まれることから、失われる公共の利益は軽微なものであると考えられること。

(三) 起業地は、利便性、経済性等の要件を考慮し選定された万沢地区内の三案について比較検討した結果、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであること。

(四) 本事業に係る起業地の範囲は、予想外来患者数等から積算した、万沢診療所の役割を実現するために必要な施設規模等としており、必要な範囲であると認められること。

(五) (一)から(四)までの理由により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

本事業は、合併前に策定した新南部町の新町建設計画に位置付けられた事業である。また、万沢地区診療所建設委員会の報告書中に、「より早期に診療所建設が望ましい」と記載されているとともに、万沢地区の医療過疎の現況を踏まえると、早急に施行する必要性が高い事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1 から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
南部町企画課

山梨県告示第五百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十五年十二月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三九号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）

教育文化	堀内直人 大澤祥子 荻原照子 種田一朗 中村淳 埴原美枝子 深澤孟雄 井出友久	南都留郡富士河口湖町大石百八十九番地 甲府市大里町三千四十九番地の五十 甲府市緑が丘二丁目一番二号 東八代郡境川村寺尾四千八百八十七番地 東八代郡石和町中川七百九十九番地 南アルプス市飯野新田九百三十九番地一 山梨市大野二百一番地の二 南都留郡富士河口湖町船津三千四百八十七番地の三
社会福祉	手塚信男 渡邊光治 青沼富男 佐々木重雄 土橋静雄 中村時雄 依田英隆	山梨市東四百六十八番地 富士吉田市下吉田千六十九番地 南巨摩郡身延町大野八百三十九番地 東京都小金井市貫井南町四丁目四番十二号 西八代郡市川大門町千三百三十七番地 甲府市中央二丁目九番十六号 東八代郡中道町下曾根二百二十四番地
保健衛生		

団体

功績分野	団体名	住所
環境	富士吉田市連合 婦人会	富士吉田市下吉田千九百四番地 富士吉田市教育 委員会内
教育文化	山梨郷土研究会	甲府市丸の内二丁目三十三番一号 山梨県立図書 館内

● 山梨県生活衛生営業指導センターの所在地の変更
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）第五十七条の三第四項の規定により、財団法人山梨県環境衛生営業指導センターから次のとおり所在地を変更する旨の届出があった。
平成十五年十二月四日

変更前の所在地	変更後の所在地
甲府市中央二丁目十四番五号 甲府商工 信用金庫中央店三階	甲府市中央二丁目十二番四号 モメンヤ ビル三階

山梨県知事 山本 栄彦

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成十五年十二月四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
南アルプス市西南湖字廻り木三七二の一、三七四の一、三七五の一、三七五の二、三七六の一、三七七の一、三七八の一、三七九、三八〇の一、三八一の一、三八二の一、三八二の二、三八二の三、三八四の一、三八四の二、三八四の三、三八五、三八六の一、三八六の二、三八六の三、三八七、三八八の一、三八八の二、三八八の三、三八九、三九〇の一、三九〇の二、三九〇の三、三九一の一、三九一の二、三九一の三、三九三の一、三九三の二、三九三の三、三九三の四、三九三の五、三九三の六、三九四の一、三九四の二、三九四の三、三九四の四、三九六の一、三九六の二、四二七の一、四二七の二、四二九の一及び四二九の二
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり
水路	

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市丸の内二丁目十三番一号 大丸商事株式会社 代表取締役 大久保正博

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成十五年十二月四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
韮崎市栄町一丁目三〇七の一、三〇七七の二、三〇七八の一、三〇七八の二、三二九八の一、三二九八の二、三二九八の三、三二九八の四、三二九九の一、三二九九の二、三三〇〇の一、三三〇〇の二、三三〇〇の三、三三〇〇の四、三三〇〇の五、三三〇〇の六、三三〇〇の七、三三〇〇の八、三三〇〇の九、三三〇〇の一〇、三三〇〇の一

六〇番地	一号イ(別表第二) 第一種特別電 動役物	フィア STM		
株式会社大一商会 代表取締役 市原隆明 愛知県名古屋市中村区鴨付町 一丁目二番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRDL ≡天国 FN	株式会社 大一商会	三〇〇七九二
株式会社大一商会 代表取締役 市原隆明 愛知県名古屋市中村区鴨付町 一丁目二番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRDL ≡天国 HN2	株式会社 大一商会	三〇〇八〇〇